資料2

# 基礎自治体のあり方に関する 論点と主な議論

## 1 基礎自治体の抱える課題

論点	主な議論
○ 少子高齢化の進行、人口減少社会の到来により、社会経済や地域社会の状況が大きく変容する中で、住民に身近な行政サービスを提供する体制をどのように維持していくかが問われているのではないか。	○ 大都市制度の議論に続いて、最低限の行政サービスの提供も難 しいような小規模市町村のサービス提供のあり方について議論す ることが必要ではないか。その際、自治体における専門職員の不 足や病院の不足といったサービス供給側の変化と、介護や老人福 祉のニーズの増大といったサービス需要側の変化も踏まえる必要 があるのではないか。
○ 人口減少下においても、人々は国土に点在して居住し続けることが予想される。そのことを前提として、これからの基礎自治体のあり方について考えていくことが必要ではないか。	○ 高齢化が進んで、人口が減少する中でも、人々はある程度点在 して住み続けるということを所与として考える必要があるのではな いか。
○ これからの基礎自治体においては、人口規模の減少、人口密度 の低下に伴う行政コストの増大への対応、少子高齢化に伴う各種 行政需要の増大への対応、医療や買物・交通等の生活機能の確 保などが課題となるのではないか。	<ul><li>○ 人口減少と行政課題の増大が進行する中で、住民の買い物や医療等の実態を踏まえた議論をしていく必要があるのではないか。</li></ul>
○ 「平成の合併」が一区切りとされた現在において、今後の基礎自 治体における住民サービスの提供のあり方について、どのように 考えるか。	○ 市町村においては、市町村合併による行財政基盤の強化を望む 声は減っており、市町村間の広域連携や都道府県による補完が 考えられている。市町村間の広域連携と都道府県による補完につ いてメニューを充実させていくことが必要ではないか。
	○ 同じ基礎自治体でも、都市部と過疎地域とでは政策に大きな違いがあり、そうした点を踏まえて基礎自治体のあり方を考えるべきではないか。
○ 東日本大震災の教訓・課題を踏まえ、市町村間の広域連携や都 道府県の役割について、どのように考えるか。	○ 地方公共団体間で意識的に連携してお互いに助け合うという仕組みも、東日本大震災以後に出てきた新しい流れではないか。

### 2 基礎自治体の住民サービスの提供のあり方①

論点	主な議論
(市町村間の広域連携)	
〇 市町村間の広域連携に対する市町村のニーズをどう考えるか。	
〇 現行の事務の共同処理制度について、どのような課題があるか。	○ 共同処理におけるガバナンスのあり方について留意すべきではないか。
	○ 共同処理におけるガバナンスについては、制度上の問題よりも、 住民の関心の低さなどにより、制度が予定していた効果が発揮で きていないという面もあるのではないか。
○ 市町村間の広域連携について、連携するメリットをどう考えるか。 その際、既に一定の規模能力を備えた中心市と近隣市町村それ	○ 使いやすくするために一体何をするか。やはり財政の問題は避けて通れないのではないか。
ぞれのメリットについても留意すべきではないか。	○ 共同処理において、中心的な役割を果たす中心市(市町村間の連携の場合)、都道府県(垂直補完の場合)にどの程度のリーダーシップを持たせるかという観点から、仕組みを考えるべきではないか。
○ 市町村間での民事上の委託契約等、地方自治法に基づかない 広域連携について、どう考えるか。	○ 契約ベースで地方自治法に基づかずに行っているものについて、 実際に紛争が起きたときにいろいろなコストが発生する可能性が ある。そのことも含めて制度設計の必要性を考えていくべきでは ないか。

### 基礎自治体の住民サービスの提供のあり方②

### 論点

- 定住自立圏について、共同処理する事務の内容に応じて、個々 の事務ごとに広域連携の制度に係る規約を別途定めるという方式 について、どう考えるか。
- 現行の事務の共同処理制度における課題などを踏まえて、地方 公共団体間での柔軟な連携を可能とする仕組みについて、どのよ うに考えるか。
- 地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、 地方公共団体間の合意を形成する手続や合意内容が実行されな い場合の調整の仕組みについて、どのように考えるか。

### 主な議論

- 現行の仕組みについて使い勝手のよくない部分があるならば、 問題点を洗い出した上で、もう少し使い勝手のいい制度にしたり、 メニューを増やしたりする必要があるのではないか。
- 構成団体に事務が残らないような共同処理の制度について、例 えば、協議により構成団体に何らかの権限を残す特例を認めるな ど、弾力的な仕組みを検討すべきではないか。
- 定住自立圏の協定を私法上のものではなく地方自治法上のもの として位置付けた場合、どのような効果があるのか。
- 財政措置の充実という観点からも、定住自立圏の仕組みを制度 化することは有効ではないか。
- 〇 地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みを地方自治法に位置 付けるとすれば、意思決定手続を規定すること、民法上の制度を 地方公共団体用にカスタマイズすること、紛争時の処理を制度化 することといった観点からの検討が必要ではないか。
- 事務の共同処理を行おうとする際、周りの市町村が協力してくれ ない、対象事務について協議が整わないといった場合、都道府県 と指定都市のところで議論したような、裁定等、何らかの調整の手 続があった方がよいのではないか。
- 地方公共団体間の広域連携を進める事務について整理すること よりも、条件不利地域の市町村における広域連携をどのように進 めるかに重点を置くべきではないか。

### 2 基礎自治体の住民サービスの提供のあり方③

論点	主な議論
○ 近隣の都市圏域を越えた遠方の市町村との連携・交流について、 どのように考えるか。	○ 二地域居住について国民的関心を喚起する等、交流人口を増や す取組が大事なのではないか。
	○ 都会の住民が地方に行き、癒やしの時間を過ごす、あるいは交流人口として地方にお金を落としていくという仕掛けも、これからの少子高齢社会においては考えなければならない視点ではないか。

### 2 基礎自治体の住民サービスの提供のあり方4

	主な議論
(都道府県による補完)	
〇 都道府県による補完について、市町村の二一ズをどう考えるか。	
○ 都道府県による補完について、より積極的に考える必要がある のではないか。	○ 第29次の答申も踏まえ、広域処理について、足りないところはも う一歩踏み込み、垂直補完についてももう少し前向きに考える必 要があるのではないか。
	○ 現行法において、市町村の事務を都道府県に委託しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制がない場合に、当該事務の委託はふさわしくないと厳格に解釈することについて、どう考えるか。
	○ 小規模な市町村に関して、地方自治法上の共同処理における勧告を行うことについて、どのように考えるか。
○ 都道府県による補完について、その関わり方や促していくための 手法をどう考えるか。	○ 市町村に対する都道府県の関わり方のメニューには、人材の派遣や事業の代行、都道府県と市町村の間での機関等の共同設置など、さまざまなものがあるのではないか。
	〇 過疎代行の制度を拡充することについて、どのように考えるか。
○ 都道府県による補完の議論を進める際には、小規模市町村の 地理的条件や社会的条件が多様であることを踏まえて議論を進 めるよう留意すべきではないか。	○ 都市と農山村で、地理的条件や社会的条件が異なっており、小規模ならではの住民ニーズに沿ったきめ細かな福祉サービスができる町村もある。また、社会福祉や高齢者への多様で必要な行政需要は必要に応じて広域連携の仕組みも活用しながら実施しており、こうした点を十分に念頭に置いて議論する必要があるのではないか。

### 2 基礎自治体の住民サービスの提供のあり方⑤

論点	主な議論
(民間部門等の活用)	
○ 地方公共団体間で連携して民間部門等を活用する取組について、どう考えるか。	○ 民間レベルの連携が事実上の行為として進んできているが、そ のことについてどう考えるか。
〇 外部からの専門的な人材の活用等について、どう考えるか。	○ 災害対応や監査などについて、民間部門の専門的な人材の活用も有用なのではないか。
	O 技術系職員の不足等に対して、専門的な人材を集めた共同法 人のようなものの設置により対応できないか。
	○ 専門的な人材が特に必要な都市再開発事業等は、継続的に事業を行っている大都市でないとノウハウが蓄積されないことから、制度設計が難しい面があるのではないか。

### 3 「平成の合併」後の基礎自治体における課題への対応①

論点	主な議論
(合併市町村)	
〇 市町村合併の効果について、どう考えるか。	
〇 市町村合併の課題について、どう考えるか。	
○ 市町村合併による行政区域の広域化に伴う課題に対する合併 市町村の取組についてどう考えるか。	○ 支所や出張所、地域の自治会などは、コミュニティの維持管理や 災害対応において重要な役割を果たしているのではないか。
	○ 支所・出張所をどうするかは、残すことによるメリットもあれば再配置が必要という側面もあるのではないか。
	○ 公共施設の統廃合については、長期間かけて行う必要があり、 そのための財政的インセンティブを考えてもいいのではないか。
O 東日本大震災への対応と市町村合併との関係について、どのように考えるか。	○ 合併市町村には、被災対応がうまくできたところとできなかったと ころがあり、市町村合併の影響は慎重に総括する必要があるの ではないか。
	○ 東日本大震災への対応において、合併市町村の支所は重要な 役割を果たしたのではないか。

### 3 「平成の合併」後の基礎自治体における課題への対応②

論点	主な議論
(大都市圏の市町村)	
○ 大都市圏において、今後、地方圏に比べて急速に高齢化が進行 すること、面積が小さな市町村が数多く存在していることなどの課 題について、どう考えるか。	○ アンケートによれば、大都市部の方が、共同処理が必要である とする割合が高いことについてどう考えるか。
○ 「平成の合併」の成果と課題について、特に大都市部の市町村 に対し、十分な情報提供を行うことが重要ではないか。	○ 市町村合併を自主的に選択しようとするときの判断材料となるよう、合併の成果や課題といった客観的なデータを示し、助言すべきではないか。